HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	DVなどの女性に対する暴力に関する日本の調査報告書のレビュー
Author(s)	秦, 天
Citation	教育福祉研究, 25, 71-84
Issue Date	2021-09-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82711
Type	departmental bulletin paper
File Information	070-0919-6226-25.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

DV などの女性に対する暴力に関する日本の調査報告書のレビュー

秦　　天

1．はじめに

本研究では、DV などの女性に対する暴力に関する調査報告書をレビューし、調査主体の問題意識や調査の結果を整理し、調査の問題点と今後の課題を検討することを目的とする。

女性に対する暴力の問題に対抗する国際的な動きは 90 年代から始まった。1993 年、ウィーンでの世界人権会議においては女性の人権がうたわれ、同年の国連総会では「女性に対する暴力撤廃宣言」が全会一致で採択された。1995 年には、第４回世界女性会議が北京において開かれ、「女性に対する暴力」が重大問題領域の一つとして行動綱領のなかに位置づけられた。また、日本においては従来から「刑法」等による対応のほか「売春防止法」の制定等によってこの問題の一端が取り扱われてきたが、上述のような国際的な動向を受け、女性に対する暴力の問題が国民の間で次第に大きく取り上げられるようになってきた（内閣府 2000）。そして、「男女共同参画ビジョン―21 世紀の新たな価値の創造―」では「女性に対する暴力の撤廃」という項目が立てられ、この答申を受けて策定された「男女共同参画 2000 年プラン」では 11 の重点目標の一つとして、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が掲げられた（内閣府 2000）。そして、日本では 2001 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」と呼ぶ）が成立し、施行された。その後、DV という用語が注目されるようになり、社会問題として認識されるようになった。ドメスティック・バイオレンス（domestic violence：DV）については明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い[1)]。

DV などの女性に対する暴力は日常の私的世界の中で起こっているがゆえに被害が潜在化してしまう（大庭 2009：117）。暴力の実態や、それに対する人々の意識を把握するため、全国的な実態調査である「男女間における暴力に関する調査」が平成 11 年（1999）から日本で初めて政府によって実施された。また、平成 9 年（1997）から、東京都や大阪府などの自治体も「女性に対する暴力」に関する調査をしている。このように調査報告書にはかなりの蓄積があり、法整備も進んでいるのにもかかわらず、DV 問題には今なお多くの課題がある（松田 2010：86）。DV 問題における実態の見えにくい部分が、調査課題としていまだに残っていると考えられる。これまでの調査報告書の内容と課題は、十分に整理されているとは言えないだろう。

そこで本研究では、DV 問題を中心とする女性に対する暴力に関する日本の調査報告書をレビューし、調査主体が調査を設計するときの問題意識や調査の結果を整理するとともに、DV 研究や調査の今後の課題について考察したい。

2．内閣府による調査

（1）調査の全体像

内閣府男女共同参画局サイトに掲示されている「女性に対する暴力」に関する調査研究[2)] の中で、DV 問題を中心とするものを調べ、表 1 に示している。まず、「男女間における暴力に関する調査」は平成 11 年（1999）から開始し、以降 3 年毎に調

表1 「女性に対する暴力」に関する調査報告書―DV に関する報告書

No.	発行年	タイトル
1	平成 12 年～30 年（2000～2018）	男女間における暴力に関する調査
2	平成 13 年 11 月（2001）	配偶者等からの暴力に関する事例調査（本文は掲示されていない）
3	平成 15 年 4 月（2003）	配偶者等からの暴力の加害者更生に関する調査研究
4	平成 16 年 3 月（2004）	配偶者等からの暴力に関する取組状況等調査
5	平成 16 年 7 月（2004）	配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に関しての留意事項（第 1 部のみ）
6	平成 16 年 9 月（2004）	配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査
7	平成 19 年 4 月（2007）	配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果
8	平成 20 年 7 月（2008）	東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書
9	平成 23 年 3 月（2011）	地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査
10	平成 25 年 4 月（2013）	配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査
11	平成 28 年 3 月（2016）	「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書
12	令和元年 8 月（2019）	「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」報告書
13	令和 2 年 3 月（2020）	「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」報告書
14	令和 2 年 9 月（2020）	「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について（アンケート調査結果から）」

出典：内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力」に関する調査報告書より作成
注：ここでは、「男女間における暴力に関する調査」の調査年度は 1999～2017 である。

査を実施しているので、7 部がすでに掲示されており、最も多い。それから DV 加害者更生に関する調査（No.3、5、8、11、12、13）が 6 部あり、続いては DV 対策の状況の調査（No.4、9、10）、DV センターと関係機関との連携の調査（No.14）、DV に係る支援者の実態調査（No.6）、DV 被害者の自立支援等の調査（No.7）などがある。

（2）「男女間における暴力に関する調査」

DV 防止法第 25 条では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、調査研究の推進に努めるよう規定している。また、「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）では、女性に対する暴力に関し、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施することとしている。男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、平成 11 年度（1999）からは全国 20 歳以上の男女 5,000 人（平成 17 年度以前は 4,500 人）を対象に、無作為抽出によるアンケート調査を実施している[3)]。

以下、この調査の内容について、1）主な調査項目、2）調査項目と設問の変遷、3）調査の結果について概観する。

1）主な調査項目

内閣府平成 11 年の 1 回目の調査では、夫婦間での暴行等、つきまとい行為、痴漢と性的行為の強要について調べたが、DV 防止法が成立した平成 13 年（2001）以降、法施行後のはじめての調査としての平成 14 年（2002）の調査において、調査項目が夫婦のあり方についての意識、配偶者等からの暴力についての意識、配偶者等への加害経験、配偶者等からの被害経験、18 歳になるまでの家庭における暴力の経験に変化した。それから、平成 17 年（2005）の調査からは、①配偶者暴力防止法についての認知、②夫婦間での行為における暴力としての認識、③配偶者からの被害経験、④交際相手からの被害経験、⑤異性から無理やり性交された経験という 5 つの項目が用いられ、調査の主眼となっている。この 5 つの項目に加えて、平成 17 年では⑥男女間の暴力を防止するために必要なこと、平成 20 年（2008）と平成 23 年（2011）では⑥男女間の暴力を防止するために必要なことと⑦政府による広報の周知、平成 26 年（2014）では⑥特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験と⑦男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制などの項目も調査した。平成 29 年（2017）では調査項目の表記が少し変化したものの、主要な内容はあまり変わりがないといえる。

2）調査項目と設問の変遷

前述したように、この調査は定期的に行われたが、具体的な調査項目と設問は少しずつ変更されてきた。そこで、調査項目と設問の変遷を追いながら、これまでの調査で政府がどのような問題に注目し、関心を寄せてきたかを検討する。

平成 11 年の調査では、夫婦間での暴行等について、夫や妻がいる（又はいたことのある）人全体と、そのうち身体的な暴行を受けた人との配偶者（事実婚や別居中を含む）の属性の比較を行った。また、性的行為の強要については、経験したことのある人の回答以外に、仮に被害を受けたとした場合の相談意思の有無と仮に被害を受けたとしても相談しないと思う理由を聞いた。この 2 点は、以降の調査ではあまり問われなかった。

前回の調査と比べると、平成 14 年から調査項目および設問の文言が大きく変化した。1 点目としては、夫婦のあり方についての意識の調査項目が追加された。たとえば、問 1 で「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という考え方をどう思うかが問われた。2 点目は平成 13 年に成立した DV 防止法の周知度、相談窓口の周知度について、回答者自身だけではなく、身近な人の中での配偶者暴力被害者の有無の設問が加わった。3 点目は配偶者から被害を受けた経験を問う設問の他に、配偶者等への加害経験についての設問が追加された。4 点目は配偶者や恋人からの暴力行為を受けた時に子どもが目撃していたかどうか、子どもに対する暴力の有無を問う設問を加えた。最後に、5 点目は回答者が 18 歳になるまでの家庭の状況を問う設問が加わった。

平成 17 年から平成 23 年にかけて、主要な調査項目にも具体的な設問にも大きな変化はなかったが、それまでの調査と比較すると、平成 17 年では男女間の暴力を防止するために必要だと考えること、平成 20 年では配偶者から暴力を受けた後の受診状況、平成 23 年では「デート DV」という言葉への認知などが設問に追加された。一方、配偶者等への加害経験についての設問は削除された。

平成 26 年から平成 29 年にかけては、設問がより一層具体化している。たとえば、平成 26 年の調査では、配偶者から暴力を受けた後に相手と別れなかった理由として子どもを挙げた回答者にたいして、なぜ子どもが理由となったのか、また、配偶者による子どもへの暴力があったか、というような追加の設問が設置された。また、男女間の暴力を防止するために必要な対策･体制について、被害者が相談しやすくするために必要なことが問われた。そして、平成 29 年の調査においては、特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験を聞く設問の捕捉で「SNS・ブログ等への書き込み」が例として加わったことや、無理やりに性交等をされた被害経験を問う設問の対象が、女性限定ではなく、回答者全員に広げられたことが注目される。

ここでは、調査にあたって政府が注目し関心を

表２　「男女間における暴力に関する調査」―設問の変遷

No.	調査年度	設問の変遷からみる注目点	キーワード
1	平成 11 年 （1999）	1．夫婦間での暴行等について。夫や妻がいる（又はいたことのある）人全体と、そのうち身体的な暴行を受けた人との配偶者（事実婚や別居中を含む）の属性の比較を行った。属性について、①性・年齢別②職業別③学歴別に分けられている。 2．性的行為の強要について。経験したことのある人の回答以外に、仮に被害を受けたとした場合の相談意思の有無と仮に被害を受けたとしても相談しないと思う理由をたずねた。	被害者・加害者の属性
2	平成 14 年 （2002）	平成 11 年と比べると、追加した設問項目は 1．夫婦のあり方についての意識の調査項目。たとえば、問１「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という考え方をどう思うか。 2．平成 13 年 4 月に成立した配偶者暴力防止法の周知度、相談窓口の周知度、回答者自身および身近な人の中での配偶者暴力被害者の有無。 3．配偶者から被害を受けた経験の他に、配偶者等への加害経験。 4．配偶者や恋人からの暴力行為を受けた時に、子どもが目撃していたかどうか、子どもに対する暴力の有無。 5．回答者が 18 歳になるまでの家庭における状況。	夫婦のあり方、法律の周知、加害経験、子どもの視点
3	平成 17 年 （2005）	それまでの調査と比べると、追加した設問は 1．男女間の暴力を防止するために必要だと考えること。	暴力防止策
4	平成 20 年 （2008）	平成 17 年のとほぼ同じである。ただ、配偶者から受けたそのような行為によって、怪我や精神的に不調をきたしたことがあったか、医師の診察等を受けたかを追加した。	被害後の受診
5	平成 23 年 （2011）	平成 20 年のとは大体変わりがない。ただ、「交際相手からの被害」の設問について、「デート DV」という言葉が初めて登場し、それへの認知を追加してたずねた。	デート DV
6	平成 26 年 （2014）	それまでの調査と比べると、追加された設問は 1．配偶者から暴力を受けた後、相手と別れなかった理由について子どものことを考えた回答者を取り上げて、なぜ子どもが理由となったか、配偶者が子どもへの暴力の有無など。 2．特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験。 3．男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制について、被害者が相談しやすくするために必要なこと。 4．回答者の属性について、子どもの有無と成長段階、そして回答者の個人収入。	子どもへの暴力、執拗なつきまとい経験、相談体制
7	平成 29 年 （2017）	平成 26 年のものとほぼ同じである。 ただ、特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験を聞く設問について、「SNS・ブログ等への書き込み」が例として書いた。そして、無理やりに性交等をされた被害経験の設問は女性だけではなく、回答者全員にたずねるようになった。	インターネット上の執拗なつきまとい経験

出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」より作成

寄せてきたことがらを、調査項目や設問の変遷から概観してきた。まず、DV 防止法の施行と改正にともない、同法が人々のあいだでどの程度知られているかということ、カップル間の DV と子どもとの関連や子どもにたいする暴力の問題、そして、これまで問題化されることのなかった男性の性暴力被害の問題、さらに、特定の相手からの執拗なつきまとい行動に SNS が及ぼす影響について関心を寄せてきたことがみてとれた。

3）DV に関する調査の結果

7 部の調査報告書の分析内容は、主に① DV 防止法の認知度、②暴力観（夫婦間で暴力と認識される行為等）、③ DV 被害・加害経験、④男女間の暴力を防止する対策の 4 つに大きく分けられる。以下に、それらの研究結果を項目ごとに整理する。

① DV 防止法の認知度

平成 11 年調査の報告書を除き、それ以降の報告書はどれも DV 防止法の認知度について調査

表 3　「男女間における暴力に関する調査」— DV に関する調査の結果[4)]

分析内容	調査項目	調査時期	結果のまとめ
DV 防止法の認知度	DV 防止法	平成 14 年から	・「法律があることも、その内容も知っている」は 11.9%～21.6% ・「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」は 53.6%～66.7%
	配偶者暴力相談窓口	平成 17 年から	・「知っている」（平成 17 年～26 年）は 29.0%～32.7%、（平成 29 年）は 71.6% ・「知らない」（平成 17 年～26 年）は 65.7%～69.2%、（平成 29 年）は 25.6%
暴力観（夫婦間で暴力と認識される行為等）	平手で打つ	平成 11 年から	「どんな場合でも暴力にあたると思う」（以下、同じ回答で）は 55.8%～73.7%
	足でける	平成 11 年から	76.9%～85.0%
	身体を傷つける可能性のある物でなぐる	平成 11 年から	88.9%～94.8%
	なぐるふりをして、おどす	平成 11 年から	45.1%～60.5%
	刃物などを突きつけて、おどす	平成 11 年から	86.8%～92.8%
	骨折させる	平成 14 年	86.8%
	打ち身や切傷などのケガをさせる	平成 14 年	81.1%
	突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	平成 14 年	89.3%
	物を投げつける	平成 14 年	73.4%
	ドアをけったり、壁に物を投げつけたりして、おどす	平成 14 年	58.5%
	見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	平成 11 年～23 年	42.2%～55.7%
	嫌がってるのに性的な行為を強要する	平成 11 年から	60.0%～77.3%
	何を言っても長期間無視し続ける	平成 11 年から	36.7%～57.3%
	交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	平成 11 年から	30.5%～55.2%
	「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「甲斐性なし」と言う	平成 11 年から	39.4%～63.1%
	大声でどなる	平成 11 年から	29.5%～41.2%
	他の異性との会話を許さない	平成 26 年から	38.5%～47.3%

分析内容	調査項目	調査時期	結果のまとめ
暴力観（夫婦間で暴力と認識される行為等）	家計に必要な生活費を渡さない	平成 26 年から	62.1%～68.2%
	職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	平成 26 年から	68.8%～69.3%
	家族や友人との関わりを持たせない	平成 26 年から	59.2%～66.3%
	避妊に協力しない	平成 26 年から	61.6%～67.4%
DV 被害経験	身体的暴行	平成 11 年から	平成 14 年～平成 29 年の調査によると ・「何度もあった」は 2.4%～4.1% ・「１、２度あった」は 9.1%～17.1%
	心理的攻撃	平成 11 年から	平成 14 年～平成 29 年の調査によると ・「何度もあった」は 0.9%～5.8% ・「１、２度あった」は 2.9%～9.4%
	性的強要	平成 11 年から	・「何度もあった」は 1.6%～2.9% ・「１、２度あった」は 2.9%～8.7%
	経済的圧迫	平成 26 年から	・「何度もあった」は 2.4%～3.3% ・「１、２度あった」は 2.6%～3.4%
	相談の有無	平成 11 年から	・「どこ（だれ）にも相談しなかった」は 40.9%～61.0% ・「家族や親戚に相談した」は 22.3%～31.8% ・「友人・知人に相談した」は 21.5%～31.8% ・「警察に連絡・相談した」は 1.5%～5.4%
	（最初に）DV を受けたころの気持ち	平成 11 年と平成 17 年から	平成 17 年からの調査によると、 ・「相手と別れた」は 3.8%～10.8% ・「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」は 34.9%～42.1% ・「別れたい（別れよう）とは思わなかった」は 33.4%～47.5%
男女間の暴力を防止するために必要なこと	被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす	平成 20 年～26 年	68.0%～69.4%
	家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う	平成 17 年～26 年	63.4%～70.0%
	学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う	平成 17 年～26 年	57.6%～59.6%
	加害者への罰則を強化する	平成 17 年～26 年	56.9%～60.4%
	暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターソフトなど）を取り締まる	平成 17 年～26 年	40.5%～53.7%
	暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う	平成 17 年～26 年	42.2%～49.7%
	メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う	平成 17 年～26 年	41.0%～43.7%

出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」の結果より作成

していた。「DV 防止法を知っていますか」について、どの報告書においても「法律の成立も、その内容も知っている」人は 1 、 2 割にとどまり、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」人は 5 、 6 割を占めている。また、平成 17 年以降は「配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っていますか」という設問が追加された。これについて、平成 17 年から平成 26 年までの調査においては、「知っている」と答えた対象者はどれも 3 割程度にとどまるものの、平成 29 年の調査では 71.6％まで大幅に増加した。

②暴力観（夫婦間で暴力と認識される行為等）

いずれの調査報告書においても暴力観（夫婦間で暴力と認識される行為等）について調査していた。

身体的暴力に関して、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えた人においては「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」「刃物などを突きつけて、おどす」などが多く、 9 割前後の人が「暴力にあたる」と認識している。危険性の高い身体的暴力についての認識は、一連の調査の中で一貫している。それらの行為と比べると、「平手で打つ」など程度が比較的に弱い行為について「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人は 5 ～ 7 割で、暴力だという認識が曖昧になっているものの、時間が経つとともに認識が高まる傾向がみられる。

性的暴力に関して、「いやがっているのに性的な行為を強要する」では、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人は 6 ～ 8 割程度で認識度が高く、平成 11 年の 60.0％から平成 29 年の 77.3％まで、次第に高くなる。また、平成 26 年から「避妊に協力しない」という設問項目が加えられ、暴力としての認識も高い。

一方、精神的暴力に関しては、内容によって認識が異なり、また暴力としての認識も曖昧になる。平成 11 年から 29 年にかけて、「どんな場合でも暴力にあたると思う」について、「なぐるふりをして、おどす」と考える人が 4 割強から 6 割に増加している。また「何を言っても長期間無視し続ける」「交友関係や電話を細かく監視する」と考える人が 3 割から 6 割弱に増加している。これに対して、「大声でどなる」を暴力として認識する人は 4 割にとどまる。

続いて、経済的暴力に関して、平成 26 年から設問項目「家計に必要な生活費を渡さない」が追加され、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人は、平成 26 年で 62.1％、平成 29 年で 68.2％であり、暴力としての認識は高い。また、詳細は後述するが、配偶者からの被害経験について、平成 26 年から「経済的圧迫」（例えば、生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）が分類に追加された。しかし、その点は配偶者暴力防止法にはいまだ明記されていない。

そして、平成 26 年、29 年の調査に追加された、以下の社会的暴力に関する設問項目について「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合は、それぞれ「他の異性との会話を許さない」（38.5％、47.3％）、「職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する」（69.3％、68.8％）、「家族や友人との関わりを持たせない」（66.3％、59.2％）である。暴力としての認識が項目により異なっている。

③ DV 被害・加害経験

7 部の調査報告書は、いずれも被害について検討していた。一方、加害経験については平成 14 年の調査でたずねている。

まず、配偶者等からの被害経験の実態については、DV 被害経験の分類方法は調査によって異なる。平成 11 年および 17 年から 29 年までの調査においては、結婚したことがある人（事実婚や別居中などを含む）を対象にしており、また、平成 14 年の調査においては、現在または過去に配偶者や恋人がいる（いた）人を対象にたずねた。

平成 11 年の調査によると、「命の危険を感じるくらいの暴行をうける」については 2.7％、「医師の治療が必要となる程度の暴行をうける」については 2.6％の人が「あった」（「何度もあった」と「 1 、 2 度あった」をあわせたもの）としている。

なお、「あった」については、「大声でどなられる」の37.7%が最も多かった。それから、割合が高いほかの項目について、「何を言っても無視され続ける」は19.5%、「『誰のおかげで生活できるんだ』とか『かいしょうなし』と言われる」は13.3%、「あなたがいやがっているのに性的な行為を強要される」は11.1%の人が「あった」(「何度もあった」と「1、2度あった」をあわせたもの)としている。全体として、生命に危険が及んだり、医師の治療が必要になったりするような暴行を受けた人は非常に少なかったが、「大声でどなられる」のような精神的圧迫や性的行為の強要などの暴行を受けた人の数は1割以上にのぼる。

平成14年以降の調査では、被害経験に関する項目は、大体「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」「経済的圧迫(平成26年以降)」に分類されるようになった。「受けた」ことが「あった」(「何度もあった」と「1、2度あった」をあわせたもの)人の割合について、「身体的暴行」は12.2%～20.9%、「心理的攻撃」は平成14年では3.8%で最も少ないが、それ以降は1割強に達している。また、「性的強要」は4.5%～11.1%、「経済的圧迫」は5.0%～6.7%に達している。

このように、DV被害の経験について、分類方法が次第に明晰で全面的になる傾向がみられる。

次に、平成17年以降の調査では、配偶者からDVに該当する行為を最初に受けたころの被害者の行動について尋ねている。「相手と別れた」と答えた人は3.8%から10.8%まで増加した。「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と答えた人は4割ぐらいに達している。「別れたい(別れよう)とは思わなかった」との答えは33.4%から47.5%まで示したが、近年は減少傾向にある。そして、「無回答」の人は1割ぐらいに達し、特に最も時期が近い平成29年の調査では19.2%に達している。また、相手と別れなかった大きな理由について、調査によって設問の書き方には変わる点が多いが、全体から見ると、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」「経済的な不安があったから」「世間体が悪いと思ったから」「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」という4つの理由をあげた人は最も多かった。特に、平成23年から追加された「子ども」に関する理由はおよそ6割を占め、圧倒的に多いことがわかる。

それから、いずれの調査においても、配偶者からDVに該当する行為を受けた後に相談したかどうかについて尋ねている。「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた人はおよそ4～6割で最も多い。「家族や親戚」または「友人・知人」に相談した人は2割強から3割ぐらいまでいるのに対し、配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所その他の施設)や警察などの公的機関に相談した人は極めて少なく、民間の専門家や専門機関や医療関係者などに相談した人も極めて少ないといえる。そして、「相談しなかった」理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」と答えた人が高い割合を示している。

最後に、平成14年の調査では、現在または過去に配偶者や恋人のいる(いた)と答えた人に、DV加害経験に関する16の項目について聞いた。男女別にみると、「あった」という人は、男性が女性と同率もしくはやや上回る傾向があるが、「大声でどなる」は男性の半数近くが「あった」と答えた。また、身体的暴行について、配偶者や恋人に対して行ったことが「あった」人は男性35.1%、女性19.5%で、男性が女性を16ポイント上回っており、男性の約3人に1人は身体的暴行の加害経験がある。

④男女間の暴力を防止するために必要なこと

平成17年から平成26年の調査では、男女間の暴力を防止するために必要だと思うことについて質問している。その結果、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」「加害者への罰則を強化する」というような4つの項目が最も多く挙げられていることがわかる。その中で、「被

害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」は平成 20 年以降、1 位となっている。

（3）内閣府によるその他の調査

前述したように、平成 11 年度から実施している「男女間における暴力の実態調査」以外に、DV 問題を中心とする調査の中では、DV 加害者更生に関する調査 6 部、続いては DV 対策の状況の調査 3 部、DV に係る支援者の実態調査と DV 被害者の自立支援等の調査、DV センターと関係機関との連携の調査がそれぞれ 1 部ある。

まず、加害者更生[5] について、内閣府においては、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として、平成 14 年度にイギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカにおける加害者更生の制度について調査研究を行った（内閣府 2003：3）。平成 15 年度は、加害者が再び暴力を振るうことのないようにするための教育的働きかけである、いわゆる「加害者更生プログラム」の内容について、カナダ、アメリカにおける海外調査を含む調査研究を行った（内閣府 2004b：3）。その後、平成 19 年度はこれまで未実施であった諸外国における加害者更生プログラムの実施状況を把握することを目的に、東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究を実施した（内閣府 2008：1）。そして、第 4 次男女共同参画基本計画においては、加害者更生の取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組を含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方を検討する。」とされ、平成 27 年度は地方公共団体へのアンケート調査及び民間団体へのヒアリング調査を実施し、地域における加害者更生プログラムに関する課題や今後の在り方等について考察を行った（内閣府 2016：1-3）。最後に、令和 2 年度は、それまでの一連の取り組みを踏まえ、また、「女性活躍加速のための重点方針 2019」や「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」から見たこうした加害者対応の必要性の高まりを踏まえ、民間団体へのヒアリング調査及び海外文献調査を実施した（内閣府 2020a：1-2）。

次に、DV 対策に関する状況について、平成 15 年度は、配偶者からの暴力についての対応のマニュアルの作成状況、14 年と 15 年の新規事業や取組、先駆的な取組を行っている市区町村について調査した（内閣府 2004a：1）。平成 19 年の配偶者暴力防止法の改正により、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされ、市町村における基本計画の策定や支援センターの開設に向けた取組が進められている。一方、実際に基本計画を策定し、支援センターを開設した市町村が一部にとどまっていたことから、平成 23 年は、地方公共団体における施策の現状と課題について調査し（内閣府 2011：3）、平成 24 年は全国の配偶者暴力相談支援センターを対象に、配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等について調査した（内閣府 2013）。

そして、平成 16 年は、相談員等の支援者にも焦点をあて、彼らの勤務体制、職場環境、研修等の実施状況、不満や負担感を感じる内容及びその対処法、加害者からの妨害行為等を全国的に把握・分析し、相談の質の向上や支援者のバーンアウト（燃え尽き）防止に何が必要かを明らかにした（内閣府 2004c：3）。平成 18 年は、DV を受けた被害者の自立支援に目を向け、配偶者からの暴力の被害者がどのような状況に置かれているか、自立や心身の健康回復のためにどのような支援を望んでいるか、また、どのような支援を活用したのか等についての状況を調査し、配偶者からの暴力の被害者の心身の健康を回復させ、自立した生活を促進するために必要な支援策を検討した（内閣府 2007：3-4）。令和元年は、配偶者暴力相談支援センターにおいて DV 事案に対応する際、児童虐待に対し、児童相談所等関係機関とどのように連携しているかについて調査[6] が実施された（内閣府 2020：1-2）。

3．自治体による調査

ここまでは、DV 問題を中心とする、女性に対

する暴力に関する内閣府実施の調査報告書を整理した。それらの問題について、独自に調査を行っている自治体も少なくない。以下に、東京都、大阪府、北海道を例に取り上げ、自治体が実施したいくつかの調査を概観する。

（1）東京都

東京都では、平成9年に日本で最初の本格的な「女性に対する暴力」実態調査が行なわれた。女性に対する暴力の実態を調査するとともに、これを取り巻く社会意識の状況及び関係機関による援助の状況と問題点を把握し、必要な施策を探ることを調査の目的としている。調査では、①アンケート調査「日常生活における女性の人権に関する調査」、②「夫やパートナーからの暴力」被害体験者面接調査と③関係機関ヒアリングという3種類が行われた。①と②の調査はともに女性に対する暴力の被害状況を調査しているが、調査の対象と方法自体が異なっている[7]（東京都 1998：2-5）。

また、配偶者暴力についての調査[8]に関して、東京都においては、平成15年度に初めて本調査を実施し、その結果を踏まえて、平成18年度に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、基本計画の改定に向けて平成20年度、平成26年度、平成30年度に3回の調査を実施した。東京都（2015）によると、平成26年度の調査は、過去2回と同様に都の配偶者暴力相談支援センターの電話相談及び面接相談、男性の電話相談の分析を行ったほか、被害者支援への検討の参考とするため、聞き取りを中心とした被害体験者の面接調査、及び支援関係機関へのアンケート調査を実施した。そして、東京都（2020）では、平成30年度の調査[9]に関して、過去3回の調査と同様に都の配偶者暴力相談支援センターが受け付けた電話等による相談内容及び支援関係機関へのアンケート調査について分析を行った以外に、被害者への支援の検討の参考とするため、承諾を得た被害体験者への個別郵送調査を行った。

（2）大阪府

大阪府では、平成9年に大阪におけるフェミニストカウンセリング堺、DV研究プロジェクトチームは大阪府ジャンプ活動助成事業「家庭内における夫等からの暴力の実態と男女の意識に関する調査」に応募し、この調査を受け持つことになった。この調査は、「夫・恋人（パートナー）等からの暴力」の実態を明らかにするとともに、女性の心身に与える影響を把握し、問題解決への手掛かりを得ることを目的としている。調査対象は暴力の被害体験者（「体験者全体」）229人、うち「現在の体験者」は72人、「過去の体験者」は157人、また暴力を受けている（いた）人を知っている「第三者」は118人となった（フェミニストカウンセリング堺 1998：5-7）。

また、平成21年から、大阪府は、大阪府男女共同参画推進条例第10条に基づき、毎年度「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（年次報告）として男女共同参画の推進状況等を公表し、男女共同参画プランに基づく施策の状況を明らかにするとともに、男女共同参画に関わる各種統計データ[10]をまとめ、大阪府の男女共同参画の推進に係る状況を明らかにする。その中では「女性に対する暴力の根絶」に関わる調査項目がある。たとえば、平成21年の報告書においては、調査結果として、女性の人権に関する意識や女性も対する暴力に関する相談等の状況が報告されている。

（3）北海道

北海道は、平成11年に「北海道男女共同参画懇話会」に「暴力問題検討専門部会」を設置し、調査方法や調査項目等について検討を行い、平成12年に「女性に対する暴力」実態調査を実施した。この調査は、女性に対する暴力について、特に潜在化しがちな「夫・パートナーからの暴力」に関する北海道民の意識、被害態様、関係する機関や団体の対応等の実態を把握し、総合的な被害者支援対策を検討するための基礎資料とするとともに、調査結果を公表することによって、暴力を許さない社会についての意識啓発を図ることを目的としている。調査は、アンケート調査、被害体験者面接調査、関係機関等調査の3種類に分けられている。アンケート調査は、男女間における暴力に関する意識や経験についての書面調査で、広く

男女 4,600 人を対象に実施した。また、被害体験者面接調査の調査協力者は 37 名であった（北海道 2001：2-4）。

その後、北海道においても、女性に対する暴力に関する調査や、それに関する項目を含む一連の調査が行われた。「道内における偶者からの暴力に関する状況」は、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数やそれ以外の道内関係機関における相談等件数、配偶者暴力被害者（被害者本人）の一時保護実人員数などをまとめた。「道民意識調査」と「DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」[11] においては、「DV」や「デート DV」という言葉の認知、「夫婦間の暴力」に関する認識、DV 関連の相談窓口の認知、DV 被害経験と相談状況などに触れていた。

（4）小括

以上、東京都をはじめ、多くの自治体が早い時期から DV 問題を中心とする女性に対する暴力の問題についての実態調査や意識調査を実施したことが明らかになった。

多くの調査は、女性に対する暴力の実態を調査し、被害者支援策のための基礎資料とすることを調査の目的の一つとしているため、内閣府によるものか自治体によるものかを問わず、DV への認識や DV 被害体験、そして DV を受けた後の相談状況などを調査項目に入れることが基本となっていると推察する。しかし、前述の表 1 のように、内閣府が実施している調査はそれらの基本項目を調査し続けるとともに、DV に関するさまざまな問題を絞り込み、テーマ別に別途調査を実施するのに対し、自治体が実施している調査はテーマ別に深く検討することができていないことが多いようにみられる。たとえば、近年北海道による一連の調査報告においては、DV 加害者更生や被害者の自立支援や関係機関の連携状況に関する内容が薄く、その実態には不明な点が多く残っている。

4．まとめ

本研究は、DV 問題を中心とする女性に対する暴力に関する日本の調査報告書をレビューし、調査主体が調査を設計するときの問題意識や調査の結果を整理するとともに、DV 調査の今後の課題について考察することを目的としていた。

ここまで、日本の内閣府が実施した調査と東京都・大阪府・北海道などの自治体が実施した調査を整理してきたが、そこからいくつかの問題点があらわれる。これらの問題点に注目しながら、DV 問題を中心とする女性に対する暴力の問題に関する調査および研究の課題について検討したい。

まず、DV 被害や加害の実態を調査する際の項目を再検討する必要があるだろう。ここまで整理した調査報告書に用いられる暴力の分類は、内閣府の調査に基づいたものが多く、内閣府による分類方法も次第に明晰で全面的になる傾向がみられるが、「経済的圧迫」や「社会的暴力」に対する認識は曖昧な状態にとどまり、また、これらの項目をすべて網羅する調査は少ない。その結果、各調査の結果を一貫して比較するのが難しくなるだけではなく、調査する側であれ、調査されている側であれ、それらの暴力そのものが見えにくくなる恐れがあると考えられる。DV とはあらゆる暴力･手段を使った相手のコントロール（戒能 2006：23）とすでに指摘のあるように、DV 被害や加害の状況を十分にとらえるためには、調査の仕組みや項目を考え直すことが重要だと考えられる。

次に、DV 相談等へのアクセスの悪さに注目する必要があるだろう。ここまで整理した調査報告書によると、DV 防止法の認知度や相談できる窓口などの認知度が次第に高まる一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」というような被害者はかなりの割合を占めていること、「相談するほどのことではないと思ったから」というような理由で相談をやめる被害者がいまだに少なくないこと、相談窓口の増設が求められていることがわかる。しかし、今回の整理からは、相談をしやすくするための施策や、その施策の効果などについて検証する調査は少ないように見える。DV 被害を受けた人が相談をしない問題と原因を明らかにするとともに、公的機関の相談窓口の取組状況や民

間施設による相談業務の実践など、より具体的な状況をとらえることが不可欠だろう。

そして、自治体による調査の不十分さに注意を払う必要があるだろう。今回入手した資料は非常に限られるので、DV などの女性に対する暴力に関する自治体の調査の全体像をとらえるのは難しいが、内閣府と東京都、大阪府と北海道の調査報告書を整理した結果、DV 問題に対する人々の意識や被害態様についての内容は各調査を貫いている。しかし、各自治体は、被害者への自立支援や加害者更生などの DV に関する問題をそれぞれテーマ別に調査することは出来ておらず、調査自体は内閣府ほど充実しているとはいえない状況にある。総合的な被害者支援対策を検討し、より豊富な基礎資料を積み重ねるには、各自治体が内閣府の調査を参照しながら積極的に調査を行うのが望ましいと思う。また、今後は、より多くの自治体の調査報告を含む分析が必要だと考えられる。

注

1）内閣府男女共同参画局ホーム配偶者からの暴力被害者支援情報「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」を参照している。（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html 閲覧日：2020 年 12 月 29 日）

2）本研究では、2021 年 2 月 15 日まで掲示されているものを分析対象とする。

3）有効回収数（率）は調査によってそれぞれ違う。たとえば、平成 26 年は有効回収数（率）3,544 人（70.9%）で、内訳は女性 1,811 人　男性 1,733 人となり、平成 29 年は 3,376 人（67.5%）、内訳は女性 1,807 人、男性 1,569 人となっている。

4）「DV 防止法の認知度―配偶者暴力相談窓口」について、平成 14 年の調査においては「問 6．あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか」という設問あるが、聞き方はそれ以降の調査と違うので、ここではその結果を表記していない。また、「DV 被害経験―身体的暴力、心理的攻撃」について、平成 11 年の調査においてはそれらの暴力に該当する項目があるが、平成 14 年以降の調査のように分類されていないため、ここではその結果を表記していない。そして、「DV 被害経験―（最初に）DV を受けた時ころの気持ち」について、平成 11 年の調査においては、「命の危険を感じるぐらいの暴行をうける」「医師の治療が必要となる程度の暴行をうける」「医師の治療が必要とならない程度の暴行をうける」ことが「あった」回答者に限定して聞いたので、ここではその結果を表記していない。

5）「DV 防止法」第 25 条においては、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」と規定されている。

6）政府では、平成 31 年 3 月 19 日、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、児童虐待対応と DV 対応との連携強化を目指し、体制整備の取組を進めている。また、令和元年 6 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための法律」（平成十三年法律第三十一号）を改正し、DV 被害者の保護にあたり、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を明確化するとともに、その保護の対象である「被害者」にその同伴する家族も含めることとした。また、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成十二年法律第八十二号）の改正においては、配偶者暴力相談支援センターの職員についても児童虐待の早期発見に努めるものとする規定が盛り込まれたところである（内閣府 2020b：1-2）。

7）東京都（1998）では、①アンケート調査「日常生活における女性の人権に関する調査」、調査対象は東京都全域（島しょを除く）に在住の満 20 歳以上 64 歳以下の男女としている。②「夫やパートナーからの暴力被害体験者面接調査」、調査対象は東京都全域に在住で、現在もしくは過去に夫やパートナーからの暴力被害体験がある 20 歳以上の女性としている。

8）東京都（2013）によると、関連するほかの調査について、都の配偶者暴力相談支援センターである東

京ウィメンズプラザに寄せられる交際相手からの暴力に関する相談件数は、近年増加傾向にある。また、平成 24 年 3 月に改定した「東京都配偶者暴力対策基本計画」においては、施策推進上の中心的視点に「暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実」を新たに加えて取組を進めるため、平成 24 年 10 月には初めて、都内の 18 歳から 29 歳の若年層を対象に、交際相手からの暴力に関する意識や、被害経験、加害経験、友達などの見聞きなどの実態について調査したとある。

9）東京都（2020）によれば、具体的な調査対象は「①電話相談の調査対象：ウィメンズプラザ及び女性相談センターで調査期間内に受け付けた配偶者暴力被害者又は加害者からの電話相談（但し、女性相談センターについては被害者のみ）相談件数：被害者 1,030 件、加害者 11 件。②面接相談の調査対象：ウィメンズプラザ及び女性相談センターで調査期間内に実施した配偶者暴力被害者相談件数：83 件。③男性相談の調査対象：ウィメンズプラザで調査期間内に実施した男性の配偶者暴力被害者又は加害者に対する相談（電話又は面接）。相談件数：被害者 43 件、加害者 15 件」という。平成 26 年度の調査対象は平成 30 年度より少なかった。

10）たとえば、平成 21 年度の「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/nenjihoukoku21.html　閲覧日：2021 年 2 月 23 日）において、大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」、大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」などが取り上げられている。

11）北海道ホームページ「男女平等参画関係調査結果・統計情報」（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/johomepage/chosakekka.htm　閲覧日：2021 年 2 月 23 日）に掲示されているのは①道内における配偶者からの暴力に関する状況相談件数、一時保護件数（令和 3 年（2021 年）3 月 1 日更新）、②平成 30 年度道民意識調査「5　男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶について」③平成 23 年度　DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査結果である。

参考文献

赤澤淳子（2016）「国内におけるデート DV 研究のレビューと今後の課題」『人間文化学部紀要』16、128–146

フェミニストカウンセリング堺　DV 研究プロジェクトチーム（1998）「夫・恋人（パートナー）等からの暴力について」調査報告書

北海道環境生活部女性室（2001）「女性に対する暴力」実態調査報告書

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室（2021）「道内における配偶者からの暴力に関する状況」

北海道総合政策部広報広聴課（2020）「令和 2 年度（2020 年度）道民意識調査」

戒能民江（2006）『DV 防止とこれからの被害当事者支援』ミネルヴァ書房

松田智子（2010）「DV 対策は進んだのか―被害者支援の現状と課題」『社会学部論集』50、85–99

内閣府男女共同参画局（2000）「女性に対する暴力に関する基本的方策について（答申）」

内閣府男女共同参画局（2003）「配偶者等からの暴力の加害者更生に関する調査研究」

内閣府男女共同参画局（2004a）「配偶者等からの暴力に関する取組状況等調査」

内閣府男女共同参画局（2004b）「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に関しての留意事項（第 1 部のみ）」

内閣府男女共同参画局（2004c）「配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査」

内閣府男女共同参画局（2007）「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」

内閣府男女共同参画局（2008）「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書」

内閣府男女共同参画局（2011）「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」

内閣府男女共同参画局（2013）「配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令への関与等に関する実態調査」

内閣府男女共同参画局（2016）「配偶者等に対する暴

力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書
内閣府男女共同参画局（2019）「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」報告書
内閣府男女共同参画局（2020a）「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」報告書
内閣府男女共同参画局（2020b）「DV・児童虐待事案における配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携について（アンケート調査結果から）」
内閣府男女共同参画局（2000、2003、2006、2009、2012、2015、2018）「男女間における暴力に関する調査」報告書
大庭絵里（2009）「ドメスティック・バイオレンスの問題化と潜在化」『神奈川大学国際経営論集』38、115–122
大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/sesaku_kako.html　閲覧日：2021 年 2 月 15 日）
東京都生活文化局（1998）「女性に対する暴力」調査報告書
東京都生活文化局（2013）「若年層における交際相手からの暴力に関する調査」
東京都生活文化局（2015）「平成 26 年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」
東京都生活文化局（2020）「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査報告書」

（北海道大学大学院教育学院・修士課程）